

■報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

町道を走行中に発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	町道久保川河内線
概 要	平成29年1月10日午後8時頃、自動車で町道久保川河内線を走行中、落石があり、車体を損傷した。
専決処分日	平成29年2月9日
賠償金額	金51,840円 内訳（車両修理費用）
相 手 方	住所 四万十町河内176-2 氏名 山本 竜

町道久保川河内線



損傷車両

